# 小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場等関係) 実証試験要領の見直しについて(案)

「拡大ワーキンググループの実施報告」の要望・意見等から試験要領の見直しとして検討の 必要な事項等を以下に示す。

### 1. 汚泥発生量(減量化)の実証方法

- ○「汚泥発生量(減量化)」を実証する場合には、実証機関においてケースバイケースで計画し、 水質の試験の種類(定期、日間、週間)を目安として、実証機関が決めることとなっている。
- ○しかし、汚泥の搬出量や搬出回数、さらに搬出する際のMLSS濃度などによる評価が原則になることも考えられる。
- ○このようなことから、実証機関で適切な方法により実施できるようにする。
- ○また、測定項目として、汚泥中のMLSSとなっているが、MLSSはSSも可能とする。
- ○改訂箇所等は、次のとおりである。
  - ・20ページ(4. 試料採取(1)の部分)
    - 現行→「なお、汚泥発生量を実証項目としている場合(汚泥発生量の低減等)における試料採取については、表 8 の頻度を目安として、水質と同様に技術実証委員会の助言を参考にして、実証機関が決定する。」
    - 改訂→「なお、汚泥発生量を実証項目としている場合(汚泥発生量の低減等)における試料採取については、表8の頻度を目安として、水質と同様に技術実証委員会の助言を参考にして、実証機関が決定する。例えば、汚泥の搬出量や搬出回数等を参考として、試験の種類・採取頻度を決めることもできる。」

濁に係る環境基準について」付表 71

・22 ページ (5. 試料採取水質分析等の表 9「主要な実証項目の分析方法」の部分) 現行→「汚泥のMLSS」 「下水試験方法」 改訂→「汚泥のMLSS又はSS」 「下水試験方法又は昭和 46 年環告第 59 号「水質汚

#### 2. 週間試験の省略(又は試験日数の削減)

- ○週間の水質試験については、1日3回の試料採取を連続6日間(操業日が5日以下ではその日数)実施することとなっている。
- ○週間での汚濁負荷変動が小さい(毎日、一定量で同一の原料が投入され、生産される)こと が確認できる場合には、週間試験を省略(又は試験日数の削減)することが可能と考えられ

る。

- ○このようなことから、実証機関において週間試験の省略等が可能になるようにする。
- ○改訂箇所等は、次のとおりである。
  - ・20ページ(4. 試料採取(1)の部分)
    - 現行→「実証機関は、試料採取の採取位置、期間、頻度等を、JIS K 0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」及び技術実証委員会の助言を参考に決定する。試料採取時期や頻度の決定にあたっては、実証試験実施場所の操業パターン等の情報を元に、運転の安定性の評価の観点を考慮しなければならない。このとき、表 8 に示す値以下の頻度を設定する場合には、その理由を明記することとする。」

改訂→次を追加する。

「<u>また、週間での汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、週間試験を省</u>略(又は試験日数を削減)することができる。」

#### 3. 試験結果報告書概要フォームへの「技術適用可能分野」の追加

- ○実証試験結果報告書概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用可能分野 (例えば、食品排水、厨房排水、染色排水、生活排水等)を追加すれば、食品系排水以外を 扱うユーザーにも認識してもらえる。
- ○概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用分野の記載を可能とする。
- ○改訂箇所等は、次のとおりである。
  - ・44ページ(製品データ) 現行に追加→製品データの下部に「技術適用可能分野」を追加する。

## 次年度より

# ワーキンググループの設置要綱等を変更する。

そもそも論で今更ですが、検討会の名前は「有機性排水処理技術WG会合」となっていますが、なぜ「小規模事業場向け」というのが抜けているのでしょうか?第1回の設置要領の資料からそうなっていますが、実証試験要領は「小規模事業場向け」が付いています。また、環境省の報道発表では常に「小規模事業場向け」という名称をつけています。

単なるミスなのか何か意図があってこうなっているのか、いずれにせよ、少なくとも 来年度からはどちらかで統一すべきだと思っています。 (実証試験要領に合わせるのが 適切だと思います)